

第 3 2 号議案

中野区立学校設置条例の一部改正手続について

上記議案を提出します。

令和 2 年（2 0 2 0 年）7 月 3 1 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区立南台小学校、中野区立中野第一小学校及び中野区立中野東中学校の位置を改めることに伴い、条例の一部改正手続を行う必要がある。

中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

中野区立学校設置条例（昭和36年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中野区立南台小学校の項中「東京都中野区南台三丁目4番9号」を「東京都中野区南台四丁目4番1号」に改め、同表中野区立中野第一小学校の項中「東京都中野区弥生町一丁目25番1号」を「東京都中野区本町三丁目16番1号」に改め、別表2の表中野区立中野東中学校の項中「東京都中野区東中野五丁目12番1号」を「東京都中野区中央一丁目41番4号」に改める。

附 則

この条例中別表1の表の改正規定は令和3年4月1日から、その他の規定は同年9月1日から施行する。